

自然災害対応型住宅ローン特約の取扱開始について

福島信用金庫（理事長 樋口郁雄）では、SDGsに関する包括連携協定を締結した三井住友海上火災保険株式会社の知見を活かし、自然災害対応型住宅ローン特約の取り扱いを2021年9月1日（水）より開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

東日本大震災や一昨年台風19号、本年2月に発生した福島県沖地震等、福島県内でも甚大な被害をもたらす自然災害が増加傾向にありますが、本商品はこのような自然災害により一定規模以上の住宅損壊を被った場合、住宅ローンの返済を一部免除（払い戻し）するものです。

なお、本商品は2020年4月1日に公表した福島県8信金の「SDGs共同宣言」を踏まえ販売を開始するものであり、本商品はSDGsの主要課題である「気候変動への対策（目標13）」に資するファイナンスの一つとして位置付けております。

当金庫では、今後とも地域の課題解決に積極的に取り組み、地域社会・地域経済の発展に貢献するとともに、持続可能な社会の実現に向け取り組みます。

記

1. 取扱開始日

2021年9月1日（水）

2. 自然災害対応型住宅ローンについて

項目	内容
商品名	自然災害対応型住宅ローン特約
対象となる損害	火災・風災・雪災等による自然災害 （対象となる損害に地震・噴火・津波を含めることも可能） ※自治体より発行される罹災証明書が出る場合に限りです。
免除期間	全壊：24ヶ月、大規模半壊：12ヶ月、半壊：6ヶ月 ※一部損壊は対象外となります。
融資利率	対象プランの住宅ローン金利に加え 自然災害（地震・噴火・津波を含む）+0.24% 自然災害（地震・噴火・津波を除く）+0.04%
取扱店舗	全店

住宅ローンに大きな安心をプラスしましょう。

自然災害対応型住宅ローン特約

ご自宅が罹災した場合、その程度に応じて最大24ヶ月分住宅ローンのご返済*を一部免除(払い戻し)いたします。

*毎月の元金および約定利息のご返済(ボーナス返済併用の場合は、ボーナス返済も含む)を指し、一部繰上返済等の随時返済は含みません。

「火災保険」・「地震保険」だけでは補償に限度があります。

「火災保険」は、火災や風災・水災、その他の災害・事故等によって生じる建物や家財等の損害を補償することを目的としています。

「地震保険」は、火災保険で補償されない地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流出による建物や家財等の損害を補償することを目的としています。

「自然災害対応型住宅ローン特約」は、ご自宅が罹災した場合「火災保険」「地震保険」による支払とは関係なく、住宅ローンの返済が一部免除(払い戻し)されるので、当面の資金負担を減らすことができます。



<p>「全壊」 「全焼」「全流出」を含む</p> <p>約定返済24回分免除 (払い戻し)*</p>	<p>「大規模半壊」</p> <p>約定返済12回分免除 (払い戻し)*</p>	<p>「半壊」 「半焼」を含む</p> <p>約定返済6回分免除 (払い戻し)*</p>
---	---	---

*免除(払い戻し)を受けるには、当金庫に「罹災証明書」をご提出いただく必要があります。

対象となる自然災害に応じた2つのプラン

身近な自然災害に備えるベーシックプラン

地震補償なしプラン

〈対象となる自然災害〉



住宅ローン金利 **+ 年0.04%**

例えば 2,000万円を20年でお借入
「地震補償なしプラン」の場合 **月400円**

地震等にも対応した充実プラン

地震補償ありプラン

〈対象となる自然災害〉



住宅ローン金利 **+ 年0.24%**

本特約の詳細については店頭窓口にてご確認ください。